



第58号

発行

平成23年12月1日

議 会 だ よ り

おおやまざき

編集・発行：大山崎町議会 〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地 ☎(075)956-2101

平成23年 第3回定例会

平成22年度各会計の決算を審査

水道事業会計の決算を不認定

平成23年第3回定例会は、8月29日から9月22日までの25日間の会期で開かれました。

今議会には町長から、平成23年度一般会計補正予算案をはじめ、各会計予算の決算認定や、本会議最終日に追加提出された、特別職の職員の旅費に関する条例並びに教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正案を含む21議案が提出されました。各議案については、それぞれ関係委員会に付託し、慎重、詳細に審査を行いました。

9月22日の最終本会議では、水道事業会計決算については賛成者なしで不認定となり、特別職の職員の旅費に関する条例並びに教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正案については、議員から修正案が提出され、これを賛成多数で可決としました。その他の議案については、それぞれ原案どおり可決・認定・同意しました。

特別職の職員の旅費に関する条例並びに教育長の給与、

勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正案を修正可決

先の職員の不祥事を受けて、第3回定例会最終日に追加提出された、町長、教育長の給料月額を減額する内容の、条例一部改正案を修正可決しました。

町からの提案では、町長、教育長の平成23年10月分の給料を10%減額するというものでしたが、高木功議員から「町長に就任されてから二度の不祥事、綱紀粛正に関する職員への訓示の甘さなどについて、トップとして、住民

の町政に対する信頼を損なった責任の取り方としては、甘いのではないか。」

との意見から、町長は3カ月(平成23年10月1日から同年12月31日分)の給料を20%、教育長は3カ月の給料を10%、それぞれ減額という修正案が、計6名の議員により提出されました。この議員提出議案は賛成多数により可決されました。

京都第二外環状道路を

視察しました

建設上下水道文教常任委員会の委員長を提案者とし、議員11名が、9月20日に京都第二外環状道路工事現場を視察しました。進捗状況の説明を受けた後、実際に現場を回り現状を確認しました。

12月は定例会開会月です

― 傍聴にお越しく下さい ―

- 12月定例会の日程(予定)
- 11月29日 本会議(開会)
- 12月7日 本会議(一般質問)
- 8日 本会議(一般質問)
- 9日 総務産業厚生常任委員会
- 12日 建設上下水道文教常任委員会
- 13日 予算決算常任委員会
- 14日 議会改革特別委員会
- 19日 本会議(閉会)

※本会議と予算決算常任委員会は午前10時から、その他の委員会は午後1時30分開会予定

平成22年度 大山崎町各会計の決算額

会 計	決 算 額	前年度比較
一 般 会 計	歳入58億0,166万 4 千円	-14.2%
	歳出56億4,097万 7 千円	-6.7%
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	歳入15億0,777万 9 千円	3.8%
	歳出14億7,354万 1 千円	-1.2%
下 水 道 事 業 特 別 会 計	歳入 8 億0,572万 7 千円	27.8%
	歳出 7 億8,196万 9 千円	27.9%
老 人 保 健 事 業 特 別 会 計	歳入 1,349万 7 千円	0.4%
	歳出 1,349万 7 千円	1506.4%
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	歳入10億1,457万 5 千円	11.1%
	歳出 9 億4,555万 9 千円	5.5%
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 事 業 特 別 会 計	歳入 1 億9,347万 5 千円	4.5%
	歳出 1 億8,734万 3 千円	4.3%
自 動 車 駐 車 場 事 業 特 別 会 計	歳入 1 億0,346万 8 千円	424.1%
	歳出 9,597万 9 千円	583.7%
財 産 管 理 特 別 会 計 (三 区)	歳入 4,645万 4 千円	-11.3%
	歳出 298万 円	-53.8%
水 道 事 業 会 計	収入 4 億9,683万 7 千円	-9.8%
	支出 5 億9,340万 2 千円	1.7%

予算決算常任委員会を設置し、各会計決算を審査

第3回定例会に提案された平成22年度各会計決算11議案は、10人で構成する予算決算常任委員会を設置し、審査を付託しました。付託を受けた同委員会では、13日、14日、16日の3日間にわたり、町長、副町長、教育長、各担当者に詳細な説明や資料提出を求め、慎重に審査を行いました。各議案については、説明、質疑応答終了後に討論、採決を行い、一般会計決算と国民健康保険事業特別会計決算の2議案については、賛成多数で認定すべきものと、水道事業会計決算については、「府営水道訴訟における、弁護士委託料など裁判関連費用が支出されている」等の理由から、賛成者なしで不認定とすべきものと決しました。その他、下水道事業特別会計決算をはじめ後の8議案については、全員賛成で認定すべきものと決しました。

22日の本会議最終日には、委員長から審査の経過や結果の報告を行ったあと、採決を行い、委員会と同様に水道事業会計決算については、賛成者なしで不認定と、一般会計決算及び国民健康保険事業特別会計決算については、賛成多数で、後の8議案については、全員賛成でそれぞれ認定されました。

こんなことが決まりました(審議結果)

- ▶ **【原案可決した議案】**
 ▼平成23年度一般会計補正予算(第3号) 出決算認定
 ▼平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 出決算認定
 ▼平成23年度下水道事業特別会計補正予算(第1号) 出決算認定
 ▼平成23年度介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 出決算認定
 ▼平成23年度後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号) 出決算認定
 ▼平成23年度水道事業会計補正予算(第3号) 出決算認定
 ▼平成22年度一般会計歳入歳出決算認定
 ▼平成22年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
 ▼平成22年度下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
 ▼平成22年度老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定
 ▼平成22年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
 ▼平成22年度後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- ▶ **【修正可決した議案】**
 ▼特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例並びに教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 出決算認定
- ▶ **【同意した議案】**
 ▼町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ▶ **【適任と認め同意した議案】**
 ▼町教育委員会委員の任命について
- ▶ **【不認定とした議案】**
 ▼人権擁護委員候補者の推薦について
- ▶ **【原案可決した意見書】**
 ▼平成22年度水道事業会計決算認定
- ▶ **【原案可決した決議】**
 ▼組織体制強化と危機管理体制の強化を求める決議
- ▶ **【原案可決した決議】**
 ▼原子力発電に依存したエネルギー政策の見直しを求める意見書
- ▶ **【原案可決した決議】**
 ▼組織体制強化と危機管理体制の強化を求める決議

町政を問う

一般

質問

9月定例会では10議員が一般質問に立ち、当面する町の課題について、考えをいただきました。

質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

一部要旨

安田久美子議員

問 公立保育所の今後について
答 国の動きを慎重に見定め、本町の責任を果たしていきたい

問 (1)12月議会での町長答弁

で「国の動きの中、保育の市場化が進展していくと、公立保育所の果たす役割は大きくなる」とあるが、公立保育所の果たす役割の大きさは何か。また、どのように町の責任を果たそうとしているのか(2)保育所運営での町長公約について①町長は今回の選挙時、3園公立維持を掲げた。しかし、12月議会では「1園民営化し公立2園とすることが望ましい」と個人的な見解を答えている。これは公約違反ではないのか②給食の民間委託の話が出ている。これは公約の公立維持と矛盾する。給食の民間委託は取り下げるべきでは③もし、給食部門を民間委託にした場合、緊急に対応しなくてはならないことについてはどうするのか。保育現場と給食現場との関係については法的問題もあり、困難が生じると考えるが。

答 (1)今回の子ども・子育て新システムにおいて「保育の市場化」が進展した場合、「弱者」が切り捨てられるのではないか、という心配があるのは承知している。そうした事態が生じた場合に、公立保育所は、保育や教育を必要とする全ての子どもに平等にその機会を提供するという量的確保の面などか

ら、その存在意義は大きくなっていく、ということを申し上げた。また、私は、必要とする児童が等しく安心して保育や教育を受けられる環境を整備していくことが我々の使命であると認識している。今回の子ども・子育て新システムについては、そうした私の基本認識を十分カバーする理念を持った制度として、現在検討されているので、今後、この制度において、我々市町村に付与された権能の中でその責任を果たしていきたい(2)①私は、この保育所問題については「3園存続」の立場で、保育を必要とする児童が保育を受けられる「受け皿」を維持することの必要性を主張してきた。そのうえで、その運

営に関しては、1園を民営化することにより、公立2園の充実を図りつつ、かつ、民間園と公立園が互いにその特性を発揮できる環境こそ、本町における保育の進展に結びつくものと考えている。現在、検討が行われている「子ども・子育て新システム」については、一定程度定着をするまでの間、その動向を慎重に見定める必要がある。そうした前提に立つて、現状の公立3園体制について、当面これを保持していくべきと考えているので、公約に反することではない②民間委託の範囲については、保育所における給食業務の一部、具体的に「調理」に係る部分と、その後

の洗浄等の「後片付け」に係る部分としており、あくまでも、保育所業務の限定・部分的な「業務委託」であり、公約に反することではない③同じ保育所で働く者として、児童の安全・安心の確保を図る使命は普遍であるので、現状と大きく変わることはないと考えられている。なお、町として、特に法的問題があるとは認識していない。

【循環バスについて】

問 どのような形態、運行目的を考えているのか。

答 少子高齢化などにより、外出や外での活動が困難になっている人々に対し、コミュニティバス等の新たな地域公共交通を整備し、町を活性化しようとするものである。今後は、住民ニーズの調査や先進例の研究、導入可能な形態・運営方法の検討を行う予定となっている。

北村吉史議員

問 本町水道事業の今後の展開について
答 調査検討を進め安心安全な町水道事業を構築していきたい

問 (1)府と2市1町の経営健全化検討会の参加時期について

(2)府と2市との協調ができなかったことから施設の耐震化の遅れへの対応について(3)今後の水道事業における起債の借り換えについて。

答 (1)現在、各市町の施設の現状、広域化の検討の進め方について事務的に協議を行っている(2)耐震診断調査を早急に行う

ため7月の臨時議会に補正予算を提案・議決いただき、現在、委託業者を決定し、調査の準備に取りかかっている。今後、この耐震診断の結果について、水道事業懇談会に報告し、より効率的で安全な施設整備のあり方についての意見を伺う中で、耐震化計画を策定し、安心安全な町水道事業を構築していきたい(3)町水道事業では、浄水場施設や

配水管など水道施設の整備を行うため、その財源として起債制度を活用してきた。起債の借り換えについては、財務省並びに総務省に対して、平成24年3月の定時償還において、借り換えができるように、現在、協議を行っている。また、その他の金利の低いものについても、より低い利率への借り換えについて調査・検討していきたい。

【本町のまちづくりについて】

問 (1)町長の人口フレームに対する考えを伺う(2)都市計画の見直しについて意見を伺う(3)円明寺ヶ丘団地の建て替えと、用途地域における高さ制限の緩和が人口を増やし、納税世代を増やす唯一の手法であると考えがいかかか。

答 (1)この度、大山崎町第3次総合計画第3期基本計画では、人口増加に対応しながら、良好な居住環境の「コンパクトなまちづくり」を実現することとしている。その上で、人口推計上限値や円明寺ヶ丘団地での人口増加を見直した結果、将来人口フレームを1万9千人と設定した。今後、都市計画マスタープランやその他事業計画についても、時期を見て将来人口フレームを見直す予定である(2)都市計画マスタープランでは、都市拠点の形成方針の中で、円明寺地区における阪急新駅周辺をサブ生活拠点として位置付けていたが、長岡京市域に阪急新駅が設置され、京都第二外環状道路との交通結節点として整備されていることにより、交通網や土地利用等の周辺環境の変化が想定されている。また、防災面では、公共空地の防災性や活用方法、広域交通網も含めた緊急活動用道路の位置付け、及び雨水対策などの修正も必要と考えている。これらを踏まえ、都市計画マスタープラン

は、見直しが必要であるものと考えている(3)円明寺ヶ丘団地については、新駅開設に伴う住宅需要動向などを踏まえて、円滑な建て替え・再開発の支援策を検討していくことが必要であると考えている。また、土地利用変化が見込まれる地区等については、今後、地区住民及び地権者の意向のもと、必

高木 功議員

問 財政改善計画の現在の状況について。

答 現状についてであるが、例えば職員の定数管理については、以前のプランで目標としていた136名を概ね維持していく方向とし、これをベースとして歳出規模の見直しを精査していく必要があると考えている。また、財政健全化を推進する項目として、歳出の面では、乙訓土地開発公社からの庁舎用地に係る借入金残高6億800万円の償還を繰り延べしていることについては以前から申し上げているが、健全な財政運営を進めていくためにはこの課題を早期に解決する必要がある。元々の償還計画では平成23年度末の完済予定となっているが、現状においては計画通りに償還することは極めて困難な状況であり、可能な限り早い時期に償還できるとするよう財源確保の方策を検討

要にに応じて用途地域や高度地区等の見直しを検討していきたい。

【本町のソフト面における防災への観点について】

問 地域の絆を再構築するために、ソフト面の活動を自治体として計画、支援する事を企画してはいかかか。

答 防災におけるソフト面を

問 行財政改革の取り組みについて 答 財源確保の方策を検討、新たな計画作りに着手している

しつつ見直しを進めていきたい。一方、歳入予測においては、歳入の約半分を占め、基幹財源である町税について本町の特色から見ると、納税者の高齢化に伴い個人住民税の収収は、今後減収すると予測され、将来に向かっては、新たな財源確保の検討が必要である。こういった町財政を取り巻く諸課題の解決策を盛り込んだ財政改善計画の策定については、全庁をあげて取り組む必要があると考えており、行政執行部門の中心的な役割を担う企画、財政、人事といった部署の職員を中心にプロジェクト・チームを発足させ、平成23年度から27年度までを計画期間とする新たな計画作

りに着手しているところである。

【マニフェストの事業仕分けについて】

問 平成23度は「検討・準備」となっているが、今どのように検討されているのか。

答 本町においては、これまでから内部的には、事務事業評価の実施や新年度予算査定の際に、鋭意事業の見直しを行い、業務のスリム化を図ってきた。今後においては、一般町民や学識経験者による事業仕分けの導入を行うこととし、現在検討しているところであり、この事業仕分けの導入により、今後の財政健全化に繋がっていききたい。

【高齢者福祉の充実について】

問 認知症の地域包括支援セ

ンターを軸とした「つながる」と「見守る」に関して、町としてどのような施策を考えているのか。

答 「つながる」という点では、大山崎町地域包括支援センターを核にして、社会資源である、町内の特別養護老人ホームや介護事業所、介護支援事業所、ケアマネージャー、民生委員、老人クラブ、乙訓保健所、乙訓医師会など多くの関係団体、関係機関との連携はしっかりと取れているものと認識している。また、「見守る」という観点では、地域包括支援センターが「みんなでも、ともに暮らせるまちづくり」をキーワードに実施している認知症サポーター講座の取り組みのほか、電話安否確認事業や友愛訪問事業などに取り組んでおられるボランティアグループや各種福祉団体により、地域の高齢者見守り活動が展開されているものと認識している。また、今議会において、認知症高齢者対策関連の補正予算を提案させていただいており、更なる認知症対策の推進を図ることとしている。今後、認知症高齢者対策を含め、大山崎町における高齢者福祉の充実のための方針・計画を定めていきたい。

波多野底砂議員

問 救急搬送の実態について 答 適正な救急車の利用について周知していきたい

問 京都府内で、受け入れられる病院がなかなか決まらず、約30

分間もの待機待ちが生じる事象が194件起こっていた、と(某)

新聞記事にある。大山崎町域での実態を尋ねる。

答 乙訓消防組合に確認したところ、重症以上傷病者搬送事案は668件で、うち現場滞在時間30分以上の事案は17件、2.5%となっている。救急救命士による気管挿管・除細動・薬剤投与など高度な応急処置が救急現場において行われることが増えてきており、適正な救急車の利用について、引き続き周知していきたい。なお、本町では、高齢者宅を中心に救急搬送時に必要な情報を救急隊員が素早く入手し、的確な救命処置・医療機関への搬送につなげる有効な手段として「命のカプセル」の配布に向けた準備を進めており、医療機関への救急搬送の時間短縮につながるものと期待している。国や京都府において、救急医療体制の改善に向けた取り組みが進められているところである。

【防災面での各避難場所の

トイレ用水確保について】

問 地震などの災害で、停電・火災発生・水道断水が復旧に長期間要するとなれば、たちまちトイレ使用不能となり、衛生面での問題となる。避難者も一般住戸の住民もトイレを求めて避難所に向かうこととなる。例えばマンホールトイレでも、水で流さなければ詰まってしまう。以上の対策を尋ねる。

答 災害時避難所における、

トイレ用水の確保は、衛生管理の上で、重要な課題であると認識している。第二山崎小学校においては、提案いただいているように、久保川から中池への農業用水の引き込みのために、グラウンド周囲の南側から東側に水路が設けられており、断水時における活用が考えられるところである。水路の流水をトイレ用水として給水するための整備について今後検討する必要があると認識しており、当面の対応として、簡易ポンプにより流水を汲み上げ、トイレ内の貯水タンクに給水する方法が考えられる。

【円明寺脇山地区の

道路側溝整備について】

問 いつ実施するのか尋ねる。

答 今後5年以内での事業実施は困難な状況であるので、バリアフリーの観点も含めて、具体的な手法等を今後検討していきたい。

【町長公約の目玉、

タイトル「乙訓は1つ」について】

問 町長公約に、「行政効率アップに向けて乙訓2市1町の合併推進に取り組みます」「住民参加と情報公開を基本として民意を明らかにする住民投票の仕組みを作ります」と明記されている。これらについては賛同するもので、協力を惜しまないが、(1)合併の取り組みについて、具

体的な日程の明示を(2)住民投票の実施について、具体的な日程の明示を。

答 (1)・(2)市町村合併については、国が地方分権を進めるため、その受け皿となる市町村の

加賀野伸一議員

問 「町民による事業の提案制度」について
答 他の自治体などの事例を調査、次年度以降の実施を目指す

問 (1)「町民による事業の提案制度の検討」について、制度そのものを検討するのか、事業を検討するのか。また、具体的なスケジュールはどうなるのか(2)協働自治センター(仮称)開設の検討が挙げられているが、どのようなもので、いつ頃から開始するのか。具体的な計画を伺う。

答 (1)多様化し増大する町民ニーズに答えるためにも、「町民の皆さんができること」や「すべきこと」、「町民の皆さんと行政が一体となつてすべきこと」、「行政にしかできないこと」を見極め、ともにまちづくりに取り組んでいくことが必要と考えている。このような動きの中で、「町民による事業の提案制度の検討」は、本町がこれまで十分な取り組みができていなかった「協働のまちづくり」への第一歩として、検討を行おうとするものである。今年度は、制度の創設について、他の自治体などの事例を参考に調査研究を行い、

機能強化を図るために、合併を推進してきた。本町住民からの議論の盛り上がりが必要な要素であると認識している。具体的な取り組み日程については、今お示しできる状況にはな

【体育館関係設備・施設の

管理について】

次年度以降の実施を目指して検討を進めていきたい(2)「大山崎町第3次総合計画第3期基本計画」策定にあたって実施した「住民アンケート」によると、まちづくり活動への関心は飛躍的に高くなり、9割を超える人が「まちづくり活動に参加・協力すべきことがある」と回答されている。本町では、町内会・自治会などの地域団体に加え、ボランティアグループ、NPO、企業などの様々な団体等による、公共的分野で協働する活動が行われている。これらの団体等と行政は、情報の共有にとどまらず、互いに信頼関係を築き、対等な立場で協力・連携しながら、お互いに公共の益を生む活動を進める必要がある。そのためにも、「(仮称)協働自治センター」は、本町における協働の拠点として、団体等へ活動の場を提供しようとするものであるが、施設については、現在、調査検討しているところである。

問 (1)大山崎町体育館の冷暖房費が近隣体育館の冷暖房費に對して高すぎる現状だが、料金設定の根拠と今後の方向性を伺う(2)大山崎中学校前の多目的広場がなくなり町体育館の駐車場が縮小している。また、町体育館の駐車場は観光バスの一時的駐車場にも使われている。町体育館の駐車場の確保、及び利用方法について、どのように考えているのか(3)町体育館利用者の満足度について、調査報告をお願いしたい。

答 **教育長** (1)料金設定の根拠としては、昭和62年に町体育館を設置した際に定めた「大山崎町体育館設置条例」において、「小体育室の冷暖房を使用する場合、各使用時間帯の使用料の2倍の額を加算する。また研修室・相談室の冷暖房を使用する場合は、各使用時間帯の5割増とする。」としている。近隣体育館の冷暖房

費の料金設定は様々であり、差異があることも事実だが、今後の施設の再整備、維持補修などを見据えるとともに、本町の財政状況等を勘案しながら、皆さんの理解を求めている(2)関係車両と

朝子 直美議員

問 水道事業の今後について
答 京都府と協議し、府営水道受水料金の平準化を要望していきたい

問 (1)水道料金の更なる値下げの計画が必要と考えられるがいかがか(2)町長の議員時代からの持論は、「国や府に府営水の基本水量削減を要請する」であったが、町長は6月議会で、「京都府に対し府営水の基本水量見直しについては求めない」と答弁した。なぜ持論を変えたのか(3)一方で町長は、建設上下水道文教常任委員会では、「大山崎町にとって、府営水の受水費が大きな負担になっていることは京都府も理解しており、折りに触れその軽減を図るよう求めていく」との考えも述べている。町としての公式な見解を明確にするべきではないか(4)町長は、この度「水道事業懇談会」を設置したが、すでに町長の方針は広域化を目指すことと決まっている中で、水道事業や自治体運営の専門家でない住民が集まる意義を問う(5)町水道会計の健全化のため、一般会計の繰り入れを今後も続けていく方向が示されているが、この方策は、

一般車両、また大型車両と乗用車を区別しながら、周辺の高速道路高架下部分の敷地を活用する中で対応していきたい(3)町体育館としては、施設利用者の皆さんを対象にした独自の満足度

調査といったものについては、これまで実施していなかったが、今後、一定期間内もしくは継続的に何らかの形で実施した上で、その結果や、意見をまとめ、今後の体育館運営に活かしていきたい。

京都府の責任で引き起こされている問題点を住民の負担で解決しようとしているものではないのか(6)府営水と地下水のブレンド率を変更するつもりはないか。
答 (1)現在は、更なる水道料金の値下げを行う状況にはないものと考えている(2)基本水量の削減について、府営水道受水市町の水需要や府営水道の施設整備の動向を見ながら京都府と協議することは、現在も変わっていない。しかし、ただちに基本水量の見直しをすることは現在のところ、困難であると考えている(3)府営水道導入の経緯から、基本水量の見直しは現在のところ困難であると考えており、今後、府営水道受水料金の平準化を京都府に対して要望していきたい(4)水道事業については、住民の皆さんの生活に直接関わりがあることから、一部の専門家や行政関係者だけで議論するのではなく、住民の皆さんに十分な議論と理解をいただく必要

があると考えている。したがって、住民の皆さんにこそ、この議論に加わっていただくために、水道事業や自治体運営の専門家に加え住民の代表の方々に参加いただき、「大山崎町水道事業懇談会」を設置して、十分な議

山本 圭一議員

問 22年度決算から見る当町の財政状況について
答 依然として経常的な歳入歳出のバランスが取れておらず逼迫している

問 決算から見る当町の財政状況について、町長の所感を具体的に聞か。
答 平成22年度の決算収支については、歳入決算額58億166万4千円、歳出決算額は56億4千97万7千円で歳入歳出差引額(形式収支)はプラス1億6千68万7千円、また翌年度へ繰り越すべき財源1千407万2千円を差し引くと、実質収支はプラス1億4千661万5千円と4年連続の黒字決算となった。そして、この実質収支の黒字額1億4千661万5千円と前年度の実質収支の黒字額7千729万2千円との差し

論をお願いしているところである(5)近年の町水道事業については、早急に耐震化計画を策定する必要があると考えている。今後、水道施設の耐震化等、施設改良のための多額の資金需要が見込まれ、これに対応するためには、経営の健全化や一般会計からの繰り入れによる経営基盤の強化が必要であると考えている(6)大山崎町水道事業懇談会において、十分に検討する中で対応していきたい。
【貸し出し用「AED」の設置について】
問 町内の各種団体が野外活動等行う際に、活動場所に「AED」を持つていけると安心である。また、住民に対し「AED」の使用法や心肺蘇生法について、周知するきっかけ作りにもなる。保守費用もさほど大きくないと思われる。是非検討いただきたいが、いかがか。
答 貸し出しの対象とする団体の範囲や、故障や破損した場合の取扱い、また、救命講習の受講について検討する必要があるものと考えている。
その他、「子育て支援のまちづくりについて」の質問がありました。

引きにより、単年度収支は6千932万3千円の黒字となっている。更に、財政調整基金積立金の1億4千5万8千円を合わせると、実質単年度収支は2億938万1千円の黒字となっている。しかし、21年度及び22年度決算では、乙訓土地開発公社への元金償還の計画額1億円程度をそれぞれ翌年度以降へ繰り延べて、利子分のみ支出しているため、決算上の実質単年度収支2億938万1千円の黒字は、2ヶ年分の元金償還を先送りしたことを加味すると、ほぼ黒字額はないものと認識している。また、主要な財政指

と100%を超える数値で、財政の硬直化が懸念される状況になっている。また、町債の22年度末残高について見ると、22年度は発行額6億2千550万円、元金償還額3億7千800万1千円で、差し引き2億4千749万9千円、率にして5.4%増の47億9千304万7千円の残高となり、財政硬直化の要因になっている。一方、一般会計の22年度決算においては、歳入の根幹をなす町税が21年度に続き2年連続で減収し、その歳入不足を普通交付税の振替措置である臨時財政対策債などで補う一方、歳出においては土地開発公社への元金償還を2年連

続で繰り延べて、収支決算を黒字とし、財政調整基金の残高確保に努めたところである。町の財政状況は、依然として経常的な歳入・歳出のバランスが十分に取れていない現状で、逼迫した状況であると認識している。

【当町の今後の展望について】

問 マニフェスト等に掲げた約束の実現に取り組みとうとする中で、当町の財政状況をどう把握し、どう遂行していくおつもりなのか。歳入の確保や歳出の抑制等、具体的な展望を伺う。

答 歳出予算においては、引き続き既存事業の見直し、精査を行うことを基軸に、実施事業

岸 孝雄議員

問 「地域防災計画」のあり方について
答 地域社会の変容を踏まえ、より実効性あるものとしていきたい

問 (1)「大山崎町地域防災計画」の実効性について、「地域社会」の変容を踏まえた内容に見合ったものとする必要性があるのでは(2)「地域防災計画」を定期的に妥当性、及び有効性を検証する仕組みに再構築する必要があると考えるが(3)地域防災活動の拠点として学校をもっと有効活用できないものか(4)地域ごと、施設ごと(例えば保育所、福祉施設等)の災害リスクの想定と、より具体的な対応策の検討が必要では。

答 (1)地域社会の変容を的

確に捉えることは、より実効性ある計画を策定するうえで不可欠なものであると認識している。今後、検討すべき事項を明確にして、地域防災計画に反映していきたい(2)現在、災害対策の実施マニフェストの策定作業を進めているところであるが、その中で過去に発生した地震や浸水災害に対する国又は都道府県の対応、また市町村の被災体験や対応事例と町地域防災計画とを照らし合わせ、その妥当性、有効性を評価しながら、必要な事項を実施マニフェストに反映させていく

の存否や適正な執行管理に努め、余剰財源の確保を図っていきたい。一方、歳入予算については、歳入の約半分を占め、基幹財源である町税について本町の特色から見ると、納税者の高齢化にともない個人住民税の徴収は、今後減収すると予測されるので、新たな財源確保の検討が必要である。引き続き国・府の動向を注視しながら、今後の財政見直し等について見直し、その内容を議会・住民の皆さんに報告したい。公約実行にあたって、財源の確保も含めた中で、収入と支出のバランスを取りながら、公約の実現に向けて努める。

環として学校における一般住民の皆さんの防災訓練等の実施について、今後町長部局と連携しながら検討していきたい。

【本町の小中学校の児童、生徒の学力について】

生徒の学力について

問 (1)本町の小学校及び中学校の児童生徒の学力について、京都府内及び全国レベルから見て現状どのレベルにあるのか。また、学力水準の推移についてどういう状況であるのか(2)児童保育における自習時間の確保とその運用について、他地域との比較データはあるのか。また、現状の自習時間の確保と運用についての妥当性はいかがか。

や京都府学力診断テスト結果から見ると、小学校は一定の水準を維持している。中学校も、特に課題となる状況ではない(2)現在具体的な比較データは持ち合わせていないので、他地域における状況などを調査・研究するとともに、保護者のニーズや要望等をお聞きしていくなどして、今後のあり方等について考えていきたい。

【今後の財政運営について】

問 平成22年度の決算内容を踏まえて、今後の江下町政における財政運営について、町長の方針を伺う。

答 歳出予算については、引き続き既存事業の見直し、精査を行うことを基軸に、実施事業の存否や適正な執行管理に努め、余剰財源の確保を図ってきたい。歳入予算については、新たな財源確保の検討が必要であると

ことで、臨機応変な対応が可能になるのではないかと考えている(4)現在進めつつある地域防災計画の見直しや対応マニフェスト作りにおいて、必要となる災害リスクを想定しながら、より実効性あるものとしていきたい。

教育長 (3)地域防災活動の一

堀内 康吉議員

問 来年度予算編成について
答 限られた予算の中で最大の効果を上げられるよう定めた

問 (1)震災から半年近く。改めて震災から何を学ぶか。来年度予算編成方針について伺う(2)来年度の重点施策事業は何か。憲法と

地方自治法を軸に、「暮らし応援」をベースにした予算編成を望む。

化を目的に、総務課への増員配置により、防災担当職員の専任化を図ったところである。また、災害時の避難場所となる学校施設につ

いて、その耐震化が本年度中には全て完了するが、今回の補正予算第3号では、避難施設の充実を図るため、災害用マンホールトイレ設置の経費を計上したところである。更に、災害発生時の職員対応について、職員一人一人が、高い意識と判断力を持って行動できるように、災害時の担当業務に係るマニュアル作りを職員間で作成させている。住民の生命と財産を守ることは、自治体の最も大きな使命であり、私が皆さんに示したまちづくりの大きな目標である「子どもたちやお年寄りが、安全で安心して暮らせる大山崎町」を皆さんと一緒に創るため、不断の努力をして参りたい。そこで、来年度予算の編成方針と、その重点施策についてであるが、これら編成方針や重点施策については、現在検討中であるので、現時点で具体的に申し上げることはできないが、限られた予算の中で最大の効果を上げるよう留意しながら、行政の果すべき役割や施策・事業のあり方、方向性等について十分検討した上で定めていきたい。

【田圃再生プロジェクト】

問 築40年余り、円明寺ヶ丘団地の公的支援が必要と考える。コンセプトは「いつまでも住み続けたいまち」(1)団地内私道改修の公的負担について。「私道改修の公負担はできない」は、実態に

そぐわないだけでなく、事実としても慣例ではない(2)団地に「ほっこりベンチ」の設置を(3)「円圃夏祭り」や「朝市」の位置付けを、まちづくりの視点で更に発展を。

答 (1)現在、優先順位の高い公共事業が山積している中、町の財政状況を鑑みると、他市のような私道の改修に対する補助も含め、公費負担はできない状況である。しかし、本町では従前から急を要する修繕については、相談を受け簡易修繕で対応している。今

森田 俊尚議員

問 ジュニア・リーダー養成講習会について
答 子どもたちが集団活動を通じ自主性や社会性を養うことを目的に活動している

問 (1)ジュニア・リーダー養成講習会について、その内容を伺う(2)「ゆうやけ」という名称の指導的協力者と、生涯学習係との関係について(3)その他の協力者があればどのような方々、あるいは組織か(4)この講習会を受講された方々の今後の町との関わりについて。

答 **教育長** (1)毎年度当初に小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に募集し、夏季宿泊キャンプ、スポーツ活動等、実施している。この活動の目的としては、様々な年齢の子どもたちが、集団活動を通じ、自主性、社会性、そして思いやりの心を養うこととしている(2)青年リーダー会「ゆうやけ」は、青少年

後も簡易な修繕であれば、出来る範囲での対応は行っていきたい(2)ベンチの設置については既に担当者に検討を指示している(3)「円明寺ヶ丘夏祭り」については、町からは、夏祭りの開催にともない、備品の貸し出しなどの設備面での支援を行っている。今後も、地域の皆さんが十分に活動できるように、これまで通りの支援を続けていきたい。大山崎町いきいき「朝市」については、食品の安全性、品質等消費者のニーズを

問 ジュニア・リーダー養成講習会について
答 子どもたちが集団活動を通じ自主性や社会性を養うことを目的に活動している

年の世代間交流・子どもの体験活動の促進を図るために、教育委員会が実施する事業を支援し、活動している。会の本部を町教育委員会生涯学習課に置き、教育委員会の青年ボランティア活動団体として団体登録をしている(3)実施する事業によっては、青年リーダー以外にも講師等の協力者を依頼しており、例えば、料理講習会では、地域で活動される食生活改善研究団体の皆さん、スポーツ事業では、総合型地域スポーツクラブの皆さんなどが挙げられる(4)講習会を受講する子どもたちには、集団活動を通じた交流の大切さや思いやり等を学ぶとともに、地域の子ども会活動の指導的な役割を担ってほしい。

捉え、都市近郊でこそできる収益性の高い農業に取り組み、京の伝統野菜や新鮮な野菜、花卉等を直売する朝市を開発機関と連携し今後とも支援していきたい。なお、平成25年3月に予定されており、大阪急電鉄の新駅開業を契機に、農産物の直売を通じた農家と住民との交流の交流拠点として、更に輪を広げるため、PR事業や、イベント用備品の整備等、基盤整備に対して、府の補助制度を活用し、支援していきたい。

【大山崎町留守家庭児童会 育成事業について】

問 学童保育指導員の報酬に対する支給方法の見直しを実施され、これまでの報償費が賃金となった(1)しかし、依然としてこの6名のみ特別扱いは、なぜされるのか(2)1年ごとの契約更新時に、そういった交渉の機会を持たれないのか(3)予算執行時、また予算査定時に、なぜこの実態を知っている問題にできなかったのか(4)報償に対する対価の割合が他の同種の職員より遙かに上回っている。改善はされたか(5)昨年同様、今回提出された決算書に添付されている「決算審査意見書」でこの事業に対する問題を指摘されていることについて(6)また、「決算

審査意見書」で、「住民に対して説明責任が果たせる様、対処願う」と指摘されていることについて。
答 **教育長** (1)6名の常勤の指導員については、留守家庭児童会育成事業指導員就業規則を策定し、この規則に基づいて、雇用を行っている(2)継続雇用する場合については、当該指導員を対象として、更新前に、継続雇用調書を作成している。その中で、「本人の希望」「所属長の意見」「勤務形態」「勤務態度」「職務遂行上の問題点」などから判断して、継続雇用するかどうか決めている(3)平成23年度からは、大山崎町留守家庭児童会育成事業指導員就業規則に基づいて、適正に執行されているものと考えている(4)指導員の給与については、勤務形態・職務内容等が、同種の職員とは、違っているものであり、このことを根拠付けるために、大山崎町留守家庭児童会育成事業指導員就業規則を策定し、「報償」での支出を、本年4月より「報酬」で支出している(5)(6)住民に対して説明責任が果たせるよう留守家庭児童会育成事業運営協議会や問題検討委員会において協議・検討し、より良い学童保育事業の実施に向け、取り組んでいきたい。

その他、第26回国民文化祭の取り組み意義について」の質問がありました。